

(平成25年11月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

関東（埼玉）厚生年金 事案 7991

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 11 年 9 月 7 日まで
A 社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が当時の給与と比較して、低くなっているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、53 万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 11 年 9 月 7 日より後の同年 9 月 10 日に、当該期間の標準報酬月額を遡及して 9 万 2,000 円に引き下げる旨の処理を行っていることが確認できる上、申立人のほか二人の記録についても、申立人と同日付けで標準報酬月額を遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成 10 年 12 月分給与支給明細書により、標準報酬月額 53 万円に相応する厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、同額に相応の報酬月額を得ていたことが認められる。

さらに、申立人から提出を受けた平成 10 年分源泉徴収票により、標準報酬月額 53 万円に相応する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、同僚が、「A 社では、申立期間当時、給与の遅配があり、資金繰りに苦労していた。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 11 年 9 月 10 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、申立人について 9 年 10 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があった

とは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る記録を、昭和38年7月は2万8,000円、同年9月は3万6,000円、同年10月は2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

2 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年11月は3万円、同年12月及び39年1月は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月1日から同年8月1日まで
② 昭和38年9月1日から同年11月1日まで
③ 昭和38年11月1日から39年2月1日まで

B社に勤務していた申立期間①及び②の標準報酬月額の記録が、給料支払明細書の給与額より低い記録となっているので、正しい記録に訂正してほしい。また、昭和38年11月にA社に入社し、給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険の被保険者記録は39年2月からとなっているので、申立期間③の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が保管する給料支払明細書から、申立人は、申立期間①及び②

において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和38年7月は2万8,000円、同年9月は3万6,000円、同年10月は2万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業所は昭和38年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であり、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立人が保管する給料支払明細書により、申立人が申立期間③に、A社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和38年11月は3万円、同年12月及び39年1月は3万3,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、A社は申立期間③直後の昭和39年2月1日に適用事業所となっており、当該期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、新規適用時の被保険者は10人である上、「A社は所在地が同一であるB社が社名変更したものであり、従業員は継続して勤務していた。」との同僚の供述があるところ、B社が適用事業所でなくなった38年11月1日に被保険者資格を喪失した13人のうち申立人を含む8人がA社で被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は、当該期間について、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間③において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（群馬）厚生年金 事案 7987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 7 日から 40 年 12 月 1 日まで
昭和 39 年 8 月 7 日から 40 年 11 月 30 日まで A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名、事業主名、事業所所在地及び勤務実態に係る申立人の記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社の事業所名簿によると、同社は、昭和 40 年 6 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同日より前の期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 40 年 6 月 3 日付けで 5 人の資格取得者名を確認できるが、その中に申立人の氏名は無く、健康保険証の番号に欠番は無い上、同被保険者原票では、その後 42 年 3 月 20 日付けで一人の資格取得者名を確認できるものの、健康保険証の番号は前記 5 人に続いて連番であり、欠番も無い。

さらに、申立期間に被保険者記録のある同僚 3 人に照会し、回答のあった二人（昭和 40 年 4 月及び同年 5 月入社）は、「A 社に入社した当時の社員は、社長、専務、B 業務・C 業務の男性社員二人及び女性事務員の合計 5 人であり、申立人が勤務していた記憶は無い。」とし、厚生年金保険料の給与からの控除については、「事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 40 年 6 月 3 日から厚生年金保険に加入し、同年 6 月分から保険料を控除された。それ以前は、厚生年金保険料は給与から控除されなかつ

た。」としている上、回答のあったもう一人（40年1月入社）は、「申立人が勤務していたことは間違いないが、期間については不明である。」と供述している。

このほか、A社は、平成元年12月3日に解散し、当時の事業主も死亡していることから厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人も申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 7988

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 12 月 31 日までの期間、A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務していた。47 年 10 月から 48 年 12 月までの期間は共済年金に加入していたが、47 年 4 月から同年 9 月までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出された人事記録及び申立人が提出した「A 事業所 創立五十五周年記念誌」から、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 事業所は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について不明と回答している。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険証の番号に欠番も無い。

さらに、当該健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚に照会したが、申立人について厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった上、申立人が一緒に勤務したと申述する複数の同僚について、A 事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 47 年 5 月 1 日であることから、同日前の申立期間については、適用事業所ではない期間となる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月
勤務していたA社から、平成 18 年 2 月に賞与を支給されたが、賞与記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B銀行C支店から提出された申立人に係る取引明細表により、給与の振込みは確認できるものの、賞与の振込みは確認できない。

また、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主に照会しても、関係資料は保存しておらず、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月16日まで

中等学校在学中に学徒としてA社B工場に勤務した。昭和20年3月の卒業後も引き続き終戦まで働いていたにもかかわらず、卒業後の厚生年金保険の記録が確認できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社B工場で勤務していた旨の供述をしている者は、勤労働員学徒だったため厚生年金保険料を控除されていなかったとしている。

また、申立人は給与をもらわずに勤務していたと申述していることから、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えにくい上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できるような資料も見当たらない。

さらに、事業主及びC県立D高等学校同窓会からは、申立人の申立てを裏付ける供述や資料を得ることはできなかった。

加えて、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が明文化されている。

また、C県立D高等学校から提出を受けた同校の創立百年史には、昭和20年の卒業式の答辞で語られた「付設課程」について、「卒業したからといって、直ちに動員は解除にはならなかったのである。これは、その前年12月に「新規中等学校卒業者の勤労働員継続に関する措置要綱」という規程を定め、中等学校に「付設課程」を設けて、ここに卒業生を

収容して、引き続き動員を継続させようと図ったためであった」旨が記載されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 50 年 2 月 1 日まで
申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社は平成8年6月1日に解散しており、元事業主は亡くなっているが、元事業主の妻は、「A社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、夫は国民年金に加入していた。」と回答しており、オンライン記録により、当該元事業主が、同社の設立当初から国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は同僚として二人の名前を挙げているが、名字のみのため同僚の特定ができず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について照会することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。